# 事務処理規程

令和3年10月19日制定

一般社団法人エネルギー・資源学会

#### 事務処理規程

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人エネルギー・資源学会(以下「学会」という。)の定款第11章の規定に基づき、学会の事務処理の基準を定め、適正な事務処理の実施を図ることを目的とする。

#### 第2章 組織

(事務局の組織)

第2条 学会の事務局に事務局長及び若干名の職員を置く。

(事務局長)

- 第3条 事務局長は、事務局の事務を統括する。
  - 2 事務局長は、常勤とし、その任免は会長が理事会の承認を得て行う。
  - 3 事務局長に事故あるときは、会長は、事務局長代理を指名することができる。

(職員の職務)

第4条 職員は、事務局長の命を受けて、事務に従事する。

(職員の任免および職務の指示)

- 第5条 職員の任免は、会長が行う。
  - 2 職員の職務は会長の承認を経て、事務局長が指示する。

#### 第3章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として文書によって立案し、事務局長の決裁をうけて施行する。ただし、別表に定める重要な事務は、会長または理事会(一部、社員総会)の承認を経なければならない。

(代理決済)

第8条 会長または事務局長が、出張その他の事由により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならないものは、決裁権者からあらかじめ指定された者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者の事後承認を得なければならない。

(公文書の取扱い)

第9条 公文書を受信したときは、公文書受信簿に必要事項を記載しなければならない。

(文書の保存期間)

第10条 文書の保存期間は、次による。

#### 永久保存

- (1) 「エネルギー・資源研究会」の設立趣意書等の関係書類
- (2) 定款
- (3) 一般社団法人移行時の申請書類の写し
- (4) 理事会及び社員総会の議事録
- (5) 登記に関する書類
- (6) 事業及び予算・計算に関する書類
- (7) その他上記に準ずる書類

#### 10年保存

- (1) 会計帳簿及び書類
- (2) 重要な調査・証明に関する書類
- (3) 理事会及び社員総会に関する書類
- (4) 契約に関する書類
- (5) その他上記に準ずる書類

## 5年保存

- (1) 業務に関する書類
- (2) その他上記に準ずる書類

# 第4章 資産管理及び会計

(会計処理)

第11条 学会の資産管理及び会計処理に関しては、別に定める。

## 第5章 その他

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、令和3年10月19日から施行する。

(別表) 会長または理事会の承認を要する事務決裁

分類	内容	最終決裁• 承認者	備考
計画	事業計画書・収支予算書の作成	理事会	定款第 54 条
支出	予算に計上されているもののうち 200万円以上500万円未満の支出	会長	
	予算に計上されているもののうち、 500万円以上の支出	理事会	退職金支給等
	予算に計上されていない1万円以上、50万円未満の支出	会長	20 万円以上は事 後理事会へ報告
	予算に計上されていない50万円以 上の支出	理事会	災害等の緊急時 を除く
職員処遇	基本給等の更改 賞与支給額の決定	会長	定款第 64 条
名義使用	これまでに実績のない他団体行事へ の共催・協賛・後援	会長	
外部との 契約	新規に締結する契約(事務機器の更 新等の軽微なものを除く)	会長 理事会*	*特に重要なも のは関連する委
文書発信	事務局長が重要と判断したもの	会長	員会審議を経由 して理事会審議
規程類	規程の改定	理事会	文書規程による
情報公開	ウェブサイトの主要な改修	理事会	定款第66条
取材対応	学会へのマスコミ等からの取材対応	会長	
会費	会費・会員種別の変更	社員総会 理事会	定款第7条
事業報告 決算報告	事業報告書・決算報告書の承認	社員総会 理事会	定款第 55 条

<sup>\*</sup>本表以外の項目については定款・規程類による。